

Q

納税通知書が2通届きました。どうしてですか？

自宅へ私宛ての市県民税の納税通知書が2通届きました。
こんなことってあるのでしょうか？



A

届いた時期によって以下のようなことが考えられます。

1 ほぼ同時期に届いた場合

新年度分の納税通知書は毎年6月上旬に発送しますが、4月から5月頃に退職し給与から天引きできなくなった前年度分の税額がある場合、お勤め先から秋田市への届出時期によって、前年度分の納税通知書も同時期に発送される場合があります。

また、年度の途中で複数年分の申告をされた場合や、年金の支給額がさかのぼって複数年分変更になった場合も同様に、一度に2通以上の納税通知書が届くことがあります。納税通知書の「〇〇年度」欄をご確認ください。

2 時期が異なって届いた場合

申告をした場合や年金額の改定などにより、年の途中で税額が変更になった場合は、再度変更した通知書をお送りします。その場合は、新しい納付書を使って納めてください。

Q

自宅に納税通知書が届きました。給与から天引きされているのにどうしてですか？

毎月の給与から市県民税が天引きされているのに、自宅にも納税通知書が届きました。二重に課税されていませんか？



A

年金など給与所得以外の分、あるいは異なる年度分です。

1 給与所得以外の所得や年金分の場合があります

確定申告書や市県民税申告書には、給与所得や公的年金等に係る所得以外の所得（その他の所得）分の市県民税を、給与所得分の税金と合わせて給与から天引き（特別徴収）するか、その他の所得分だけを納付書や口座振替で納付（普通徴収）するかを選択できる欄があります。普通徴収を選択したかたにはその他の所得分についての通知書を本人にお送りします。

また、65歳以上のかたの公的年金等に係る所得分の市県民税は、給与から天引きすることができず、公的年金からの特別徴収となるため（P13参照）、給与分とは別に通知書をお送りしています。

2 異なる年度分の税金の場合があります

2年以上前の収入や控除の内容などに変更が生じた場合の税額の増額分は、今年の給料からの天引きで調整できないため、あらためて2年以上前の年度分の税額を計算し、直接本人に通知します。納税通知書の「〇〇年度」欄をご確認ください。

Q

納期限までの納付が困難です。どのようにすればいいですか？

納税通知書が届きましたが、仕事を解雇されて納期限までの納付が困難です。どのようにすればいいですか？



A

納税相談をお受けします。

納税通知書（納付書）が届いたものの、収入が激減したなどの事情により納付が困難である場合は、納期限の延期や納付金額の分割等について納税課で相談をお受けします。

なお、納期限の延長や納付金額の分割を行っても納付が困難であり、大幅に所得が減少し、かつ所得の減少理由が会社都合や病気による退職など一定の要件に該当する場合は、減免制度が適用される場合もあります。減免の適用には各納期限前7日までの申請が必要です。まずは市民税課にご相談ください。

